

歴史資料等の積極収集に関する検討会議議事概要

1. 日 時 平成 29 年 1 月 27 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分

2. 場 所 国立公文書館 3 階特別会議室

3. 出席者

（構成員）

〈座 長〉	黒沢 文貴	東京女子大学教授
	五百旗頭 薫	東京大学大学院教授
	河野 通和	新潮社『考える人』編集長
	児玉 優子	学習院大学大学院非常勤講師
	武田 知己	大東文化大学教授
	細谷 雄一	慶應義塾大学教授

〈アドバイザー〉波多野 澄雄 アジア歴史資料センター長

（内閣府）

畠山 貴晃 内閣府大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	館長
福井 仁史	理事
齊藤 馨	次長
山崎 日出男	公文書アドバイザー
依田 健	統括公文書専門官
小原 由美子	統括公文書専門官室首席公文書専門官
下重 直樹	統括公文書専門官室公文書専門官

4. 議題

- （1）前回議事概要の確認
- （2）積極収集にあたっての指標（メルクマール）について
- （3）国立公文書館におけるオーラルヒストリーの支援イメージ（案）
- （4）意見交換
- （5）その他

5. 配付資料

資料 1 歴史資料等の積極収集に関する検討会議 議事概要

資料 2 積極収集にあたっての指標（メルクマール）について

資料 3 国立公文書館におけるオーラルヒストリーの支援のイメージ（案）

6. 概要

- 前回の議事概要を配付（資料1）。構成員から御意見等がないことを確認し確定。
- 下重専門官より、「積極収集にあたっての指標（メルクマール）について」の説明（資料2）。構成員等による御発言の主な内容は以下のとおり。

（五百旗頭委員）

- ・ 資料2の2ページに記載してある「歴史資料等」の、「永久保存義務までは課せられておらず」という部分について、とりあえずは可能性のある資料を収集し、重要性が低いと考えられるものは廃棄、もしくは受け入れたいという機関があった場合は、他機関に移管するという事を考えられているのか。

（下重専門官）

- ・ 廃棄までするかどうか、という点はまだ結論を出す段階にないが、当館としては幅広く資料を収集し、その中で本当に重要なものは永久保存義務の対象として文書の性格を変えて保存していくことができると考えている。それ以外のものについては、より適切な場所に振り分けることも考えられるが、現状、制度がそこまで整備されていないため、将来的な課題となると思われる。

（加藤館長）

- ・ 収集のアプローチとして2点考えられる。1つはテーマに関する資料は何でも収集し、その上で選別する、もう1つは、あらかじめ狙いを定めて選別しながら収集するというアプローチである。ただ、あまり最初から狙いを絞りすぎて収集段階から選別をしてしまうと必要な資料が漏れてしまう懸念もあり、姿勢としては、前者を考えている。

（五百旗頭委員）

- ・ 資料を積極的に収集した場合によく発生するのが、キャパシティを超えた資料が集まった場合、選別・移管・媒体変換等に非常に時間がかかり、資料を死蔵させることになってしまい、これは避けなければならない。細谷先生が以前おっしゃった「リーダーシップロール」という考え方が重要で、他機関が自分の縄張りだと思う資料を国立公文書館で収集し、選別するとなると反発が強くなるのではないかと。そういったことを鑑みると次の3点に留意する必要があるのではないかと。①国立公文書館の本来の縄張りである行政文書については国立公文書館で集める。②他機関が関心を持たないような資料や他機関のバックアップについては国立公文書館が積極的に行う必要がある。③他機関が関心を持つような資料について、国立公文書館の活動は補完的なものとして位置づける。3ページの「国の公文書の扱いについて」の記載にある「適切な保存及び一般の利用環境が十分に図られている場合を除き、原則として全ての資料を収集の対象とする」という文言は、国立公文書館が、所蔵者が資料を適切に管理していないと断定しているようにも受け取られ、補完性を踏み越えてしまう可能性があるため、表現を検討したほうが良いのではないかと。

（児玉委員）

- ・ 積極収集は、長期的、継続的なプロジェクトと理解すべきか。

(加藤館長)

- ・積極収集は、単発的な事業ではなく、国立公文書館のひとつの基本的な事業として継続して実施していきたいと考えている。

(児玉委員)

- ・指標（メルクマール）の基本的考え方（案）について、一度テーマを設定したら、それで終わりではなく、見直しや追加も起こり得る、という理解でよいか。

(下重専門官)

- ・その理解で良い。

(加藤館長)

- ・指標（メルクマール）の候補案は、国立公文書館が行動を起こすにあたって何かからとりかかるかという視点からいくつか挙げているが、このなかで先生方の御意見を伺って項目を絞り込んで継続して実施していきたい。先日、対談を行った五百旗頭真氏曰く、「公文書だけでは汲み取れない行間に込められた精神」をこの事業を通じて補完していきたい。

(黒沢座長)

- ・以前から話が挙がっている外邦図はどの指標に当てはまるか。

(下重専門官)

- ・外邦図は時代を超えて作成されているので、6ページの複合的なテーマにあたると思われる。外報図は、軍が作戦の展開のために作成したものである。「軍事的衝突・紛争」にあたるのではと考え整理している。ただ、この整理も妥当かどうかということも含めて御議論いただきたい。

(五百旗頭委員)

- ・「内閣制度の創設」は、重要な点である。また、「内閣官制の改正」も国立公文書館にとって重要な課題になるかと思う。また、政治史を研究していて非常に困るのは、各年度の政府予算案の策定過程が年度によって不揃いである点である。一貫した長期間の軸として資料が充実していくと研究しやすい。

(加藤館長)

- ・五百旗頭先生の御発言はひとつの新しいアイテムであろう。「国の体制、制度のはじまりから現代までの流れ」というイメージだろう。

(黒沢座長)

- ・立法府関係の資料はどうか。

(下重専門官)

- ・衆議院の立法府文書は、一定の保存期間満了後、憲政記念館に移管されることになっているが、あまり進んでいない状態であると聞いている。また、公文書管理法の中で総理と議長の間で申し合わせができれば移管できるという仕組みは整備されている。つまり、

立法府は現状としてはこれら2パターンの解決方法を持っており、まだ結論が出ていない状態である。

(加藤館長)

- ・ 行政府で立案した立法関係の資料は移管されているが、議員立法に係る資料は国会内にある。これをどのようにまとめていくか、という問題は新館建設に向けてのひとつの課題である。

(五百旗頭委員)

- ・ 国立公文書館が積極収集の方針を打ち出すことがひとつのいい刺激となり、立法府に近い館が資料を収集し、国立公文書館がバックアップするのがベストだと思う。行政文書という収集しづらい資料を国立公文書館ががんばって収集するのに、人員や予算の制約で苦労されている状態であることから、どちらが収集するのかでの縄張り争いは本末転倒と考える。

(加藤館長)

- ・ 以前、加藤陽子先生を通して衆議院議長のところに行った。そこで加藤先生が議長におっしゃっていたことは、請願に関わる資料が多く残されており、それらは放っておくとなってしまうので国立公文書館などが保存すべきではないか、ということであった。

(五百旗頭委員)

- ・ 請願関係の資料は議員立法含め一定の重要性がある。行政文書をしっかりやるという前提で補完的に実施すればよいのではないか。

(下重専門官)

- ・ 最近の請願文書は大量にあり、国会が1回開催されるとトラック数台分の書類が出てきて、最終的に廃棄すると聞いたことがある。ただ、請願については、どういう内容でどういう処理をしたかを記録した文書があるため、仮に移管となればそういった文書で補うかたち形になるのかもしれない。

(細谷委員)

- ・ 「歴史公文書等」と「歴史資料等」と2つの概念があるが、この会合では「歴史資料等」のみを扱うということか。それとも双方を対象とするのか。

(下重専門官)

- ・ 議論の範囲は必ずしも公文書管理法上の「歴史資料等」に限ったものではない。購入・複製・オーラルヒストリーという手段で資料を収集する場合はこの「歴史資料等」に該当するが、「積極収集」という大きな枠組みで考えたときは、寄贈・寄託による「歴史公文書等」の収集を含めて関係を考える必要がある。

(細谷委員)

- ・ 一般用語として「歴史資料等」というと、どちらも含まれるが、法律用語でいう「歴史公文書等」と「歴史資料等」とでは、課せられる義務等が変わってくる。今回資料を作

っていただいて議論しているのは後者の「歴史資料等」に該当すると思うが、この検討会議では、「歴史資料等」を「歴史公文書等」も含んだ幅広い概念で考えて議論する、という理解か。

(下重専門官)

・この会議の名称にある「歴史資料等」は一般名詞として、法令上の概念である「歴史資料等」とは必ずしもイコールではないという理解をしていただきたい。

(細谷委員)

・国立公文書館のひとつの使命として、法律用語でいう「歴史公文書等」の受入れ・保存・利用が大きな業務であると理解している。それをやや広くとって、「歴史資料等」までアウトリーチをして、そういったものを国立公文書館がこれから扱っていこうというのが、この会合が置かれた経緯なのだろう。保存期間を満了した行政文書が移管されるのは、義務なのか。

(下重専門官)

・各行政機関において作成された文書は一定の保存期間が満了すると、国立公文書館に移管するか、廃棄するか判断することになっている。歴史的に重要なものについては、一次的に行政機関において重要性をあらかじめ判断するが、廃棄の際には内閣府の同意が必要となる。同意がないということは歴史的に重要であると判断されるので、移管義務が課せられる。

(細谷委員)

・移管、廃棄の判断が行われない限りは、保存期間が満了しても各省庁に文書が残っているということが実質上あり得るのか。

(下重専門官)

・制度的には歯止めがかかっている。文書作成機関は、文書を作成してから速やかに文書を残すか、廃棄するかを決める必要がある。判断がつかないまま文書を持ち続けることは制度上できない。さらに、延長を続けることも制度上できない仕組みとなっている。ガイドライン上では、60 年を超えると改善要求の対象にもなり得る期として移管をしなければならない。

(細谷委員)

・イギリスの場合は、全省庁横並びで一斉に移管される仕組みとなっている。30 年経過すると 1 月 1 日に例外なく全ての文書が移管される。日本の場合はそうではなく、国立公文書館に移管される資料はパーセンテージでいくと恐ろしく低いのではないかと。そこで、永久保存義務がある「歴史公文書等」が重要であるが、それだけでは十分ではなく、またそれ以外にも重要な情報があるため、永久保存義務がない「歴史資料等」も充実させていこうということなのだろう。五百旗頭先生が冒頭お話されたのは前者の義務に最大限予算や人員を配置しつつ、そこで止まるのではなく、「歴史資料等」も充実させていくということ

とが重要であるということであろう。ただ、この会合では、歴史公文書等ではなく、歴史資料等を議論していくのだろう。まず重要なのは、永久保存義務がある歴史公文書等と歴史資料等の境界線である。歴史公文書等には入らないが、歴史的重要性が一定以上ある資料を国立公文書館がリーダーシップをとって可能な限り収集して保存することが重要ではないか。今その外縁部分を議論しているのだと思う。中心部分が規定されることにより、外縁部分が何かがわかってくる。そこから離れてしまうと、人員と予算からして非効率的なので、可能な限り中に近い外縁部分をいかに収集するかということが、歴史的事象の重要性なのではないか。歴史的に何が重要なのかというと、増えていくばかりで、あまり効率的ではないと思う。外縁部分で抜け落ちている重要な歴史資料がどこにあって、それが何であるのかということが議論のなかで明確になってくると、積極収集で集める価値があるものが集約されてくるのではないか。

(畠山課長)

- ・ 現在、国立公文書館ではかなり限られたスペースで展示を行っているが、新館では、展示機能の充実が重視されている。現在、有識者を交えて議論をしているところだが、驚きや感動や共感、公文書に関連した人物のストーリーがわかるような展示をしていただきたい、という意見がある。歴史資料等という観点で収集されるものが展示まで結びつくのであれば、学問的な価値だけでなく、一般の方が見たときのわかりやすさ、エンターテインメントまではいかにしてもそういった観点も含めて収集活動を実施していただきたい。

(五百旗頭委員)

- ・ 今後、積極収集や新館への移転を考えたときに保管スペースをきちんと確保することが非常に重要なことである。積極収集のなかで、永久保存義務が必ずしもない資料を時間をかけて選別することを考えれば、そういうスペースを大き目に確保する必要性や機運がこれからでてくるのではないか。メインの公文書についても、中間的に管理して時間をかけて選別できるスペースも併せて考えるとよいのではないか。例えば、ドイツではベルリンやコブレンツの郊外に大きな中間倉庫を借りている。法的には行政機関が管理しているが、実際には公文書館のスタッフが倉庫に行き、時間をかけて選別できる中間的なエリアを設けている。

(加藤館長)

- ・ 公文書管理法を作るときに、中間書庫の重要性はずいぶん議論がされた。保存期間が決まって、移管か廃棄か決める前の文書については全て中間書庫に集めるということが策定時の趣旨であった。しかし、公文書管理法施行 6 年になるが趣旨が十分に活かされていない。

(細谷委員)

- ・ イギリスでは、中間書庫に 3 年以内に全省庁移管することが義務化されている。イギリスでは中間書庫が外付けハードディスクのように、各官庁が要請すると、24 時間以内に文書が出される仕組みが徹底的に管理されている。地下にある書庫から探してくるよりも早い。以前にイギリスの外務省の方に伺ったところでは、公文書を紛失すると処罰さ

れるとのこと。意図せずして公文書が散逸することで処罰されるのが嫌だから、3年以内に中間書庫に移管するのだと。こうした「義務」と「利便性」がイギリスで機能している重要な理由であると考ええる。日本では、「義務」と「利便性」がないので、それぞれの官庁が書庫を拡張しそこで管理をする、ということにならざるを得ない。

(黒沢座長)

- ・今までの議論から、公文書の移管の在り方についての課題が明らかになった。この場では議論することはしないが、こういった課題がこの場に出てきた、ということ記録してもらい、それを活かしていただきたい。メルクマールについては、候補の中からもしくは候補以外でも何を優先すべきか、各委員で検討して事務局に連絡していただき、事務局で整理したうえで次回議論したい。

○ 下重専門官より、「国立公文書館におけるオーラルヒストリーの支援イメージ(案)」の説明(資料3)。構成員等による御発言の主な内容は以下のとおり。

(黒沢座長)

- ・科学研究費補助金のような補助金のイメージか。

(下重専門官)

- ・資金だけでなく作業も支援していくというイメージである。

(武田委員)

- ・研究者と国立公文書館とが協業してこうした取組みを実施することは画期的なことである。取組み方として、研究者が応募して、国立公文書館が採択して実施する形になるのか、それとも国立公文書館から研究者に個別に依頼をして進める形になるのか。どちらの形になるかによって研究者との関わり方が違ってくると思われる。

(下重専門官)

- ・当館のほうからテーマを立てて、依頼をすることもあり得ると考えられる。一方で、先ほど議論をしたメルクマールとして当館として関心があるテーマの旗を立てるので、メルクマールに沿った研究をされている方がいて、支援が必要であればお声掛けいただくということもイメージしている。こうした方法が良いかどうかも含め御意見賜りたい。

(加藤館長)

- ・①テーマに沿って実施者を募る方式と、②テーマに合った研究をされている方に国立公文書館から声掛けをして依頼をしていくという方式、③国立公文書館が主体的活動として取り組む方式、の3つの方式が考えられる。先ほどの下重専門官の回答は主として実施者を募る方式であったが、今後の取組み次第では、国立公文書館からの声掛けや国立公文書館が主体的活動として取り組むという残りの2つの可能性も考えられるのではないかと。基本的な取組み方について整理をしたい。

(波多野アドバイザー)

- ・そもそも「何のために」「誰のために」オーラルヒストリーをやるのか。学術研究に資す

るため、政策に活かすため、経営のマネジメントに活かすため、等様々な目的が考えらえる。国立公文書館で実施するオーラルヒストリーは、学術的な目的のためなのか、そうではないのかを明確にしたほうがよいのではないか。そうすると今のような議論もまとまってくるのではないか。

(下重専門官)

- ・聞き取りや収集の目的を絞り難いという課題はある。当館も様々な目的を持った利用者があるため、目的の特定は難しいのではないかと思う。

(細谷委員)

- ・波多野先生がおっしゃるように、何のためにやるのかという点を明確にしておかないと無限に広がる可能性がある。また、そこで恣意性が発生し批判の対象になる可能性もある。私はオーラルヒストリーは大変結構なことだと思う。アメリカの場合、ある機関が実施したもののコピーを入手するという手法が中心であって、あくまでも「公文書を補完する」という目的で実施されている。公文書だけでは十分に理解できないものに対して、歴史的な重要性というよりは、国立公文書館の公文書で文書に残っていない、本来であれば文書に残っているような事象であっても残っていないものに関連して、資料的価値が高い場合に、何等かの委員会をつくって、何等かの基準をもとにそれらを入手する、という方法が一番簡単である。また、個人の研究者がオーラルヒストリーのテープを持っていたとしても、その方が亡くなるとそれらのテープは捨てられてしまう、ということがよくある。それは非常にもったいないことである。第一段階としては、いずれ散逸する可能性があるものに対して、歴史的な価値が高い公文書を補完する意味があるものを収集することは意義があると思う。公文書館が自ら主体となって人選をしてインタビューをするのはおそらくもう少し先のことだろう。外交史料館の場合は、外務省という明確な業務領域があるが、国立公文書館にはそのような領域がない。その中で人選をすると恣意性や選択性が生まれるのではないか。何か委員会や基準を作ってから動き始めるということが良いのではないか。一方で、例えば元総理に対するインタビューなど、極めて歴史的価値が高いと思われる資料が散逸するおそれがある場合には、多少積極性を持って収集することも必要かと思う。

(武田委員)

- ・オーラルヒストリーは結果であり手段でもある。私はインタビューをした際は何か資料を持っていないか、ということを必ず聞くようにしている。オーラルヒストリーを通じて関連資料を収集する。そういった資料も館が収集していくのだとすれば、館がある程度主体的になっていく必要があるのではないか。オーラルヒストリーを実施して、話をしたらそれで説明責任を果たしたということではなく、話し手が保有している資料や記録などを後世に残していくことをアプローチすることで、記録の補完とオーラルヒストリーとの関係が良く出てくるのではないか。オーラルヒストリーを成果物と捉えるのではなくて、個人の記録を積極的に収集するためにオーラルヒストリーを手段として実施する、ということもあり得るということではないか。

(下重専門官)

- ・整理をすると、当館の関与として次の3つのレベルがある。①専らオーラルヒストリーの受け皿になる、②ある程度支援はするが人選をする、③当館が主体的に実施する。武田先生の話でいうと、個人文書の保全まで考えるのであれば、館が主体的にオーラルヒストリーを実施する必要がある。

(武田委員)

- ・オーラルヒストリーを成果物と捉えるのではなくて個人の記録を積極的に収集するためにオーラルヒストリーを手段として実施する、ということもあり得るということだ。

(下重専門官)

- ・館が主体性を持った場合の選択基準や考え方は、波多野先生や細谷先生がおっしゃるとおりよく整理をする必要がある。

(山崎アドバイザー)

- ・今後、国立公文書館がオーラルヒストリーを実施・予算要求をする段階で、何のために実施するのか、というのは説明が求められる。当館が実施するとなると、ある分野の研究のためだけというよりは、一般国民の利用のためとなる。そうすると、現状メソドロジーのコンセンサスが世の中にないので、どのようにすれば中立的かつ公正な評価の高いオーラルヒストリーになるのか、ということを検討し、国民が関心を持つ施策について実施する、ということを目指せざるを得ないかと思う。国民も研究者も双方の関心が高いテーマがあればそれをモデル事業的にまずやってみるのだと思う。最終的には、国民の公文書に対する理解の向上という究極的な目的のために実施するのが良いのではないかと思う。

(黒沢座長)

- ・これまでの議論でオーラルヒストリーを巡って次の2つの課題が出た。①これまで民間実施されてきたオーラルヒストリーの散逸の危機にあるものを国立公文書館として収集していくことが求められること、②国立公文書館が実施するうえで、どういう目的、理由の中で今までになかったものをどう作っていくか、ということ。皆さんがおっしゃるとおり、積極収集は公文書では現れにくい部分を補うためのものであると思う。また、公文書も時代が近くなればなるほど行政文書とは何かという議論をはじめ、公文書として残されないケースもでてくるある種、そういった部分を補う部分としてオーラルヒストリーということを考えられているのだろう。公文書だけでは現れにくいところを補っていくという、価値が入らないスタンスが第一になるのではないか。そうすると、政策形成に関わったと思われる多種多様なものを集めることになるだろう。当然、その中には政府やその政策に対する反対意見も含まれるであろう。

(波多野アドバイザー)

- ・まずはモデル事業で何回かやってみてはどうだろうか。

(黒沢座長)

- ・最初はやはり国立公文書館から依頼するかたちで研究者と館と一緒に実施し、館としての経験を積み重ねていく形で良いのではないか。最初から公募となると館側のノウハウも十分に蓄積されていない部分もあるかもしれない。段階を経て将来的には公募もあり

得る、というスタンスで良いのではないか。

(加藤館長)

- ・黒沢先生がおっしゃるように、公文書館が単独で主体的に実施するのは次のステップで良いのではないか。

(細谷委員)

- ・その際はおそらく何等かの別の委員会を作った方が良いかもしれない。「国立公文書館が選んだ」というよりも、別の委員会で各分野の先生に、主体的にオーラルヒストリーをやる場合、どういう優先順位でやるべきか話し合ってもらいワンクッション入ることで、対外的な説明はしやすくなる。

(山崎アドバイザー)

- ・仮にモデル事業を実施する場合、こういったテーマから始めたらどうか、というアイデアがあればこの後でも良いので事務局にアドバイス賜りたい。

(黒沢座長)

- ・私は、災害に関するものは関心が高いテーマだと思う。

(加藤館長)

- ・東日本大震災の記録は方々に分散してしまっている。震災体験者の記憶も時とともに薄れてきている。

(児玉委員)

- ・記憶が薄れないうちという視点も大切であるが、時間を置かないと客観性が得られないことや、他の当事者に気を使って発言できないこともあり得る。

(黒沢座長)

- ・私は女子大に所属しているが、男女共同参画など興味を持っている学生は大変多い。

(山崎アドバイザー)

- ・男女共同参画社会基本法の担当なので、内閣府にとってはやりやすい。

(加藤館長)

- ・今までの議論を参考に、取組み方を事務局でもう一度整理するように。

(武田委員)

- ・話を聞いたときに、話し手が保有している資料や記録などを提供していただいた場合にそれを受け入れることをプロセスの中に入れていただければと思う。また、我々が作成した事前の資料も記録なのでこれを残していく仕組みを作るかどうか。事前の資料を残しておくことで、記録を読むときにも参考になる。

(黒沢座長)

- ・どういう材料をもとに質問事項を作成したのか、ということは重要なことである。どう

いう意図をもって質問しているのかがよりわかりやすくなる。

(武田委員)

・オーラルヒストリーを実施するに当たっての倫理については、政治史の研究者は深く考えてこなかったのではないか。以前、世界オーラルヒストリー学会の方から聞いたところでは、例えば、精神的な障害を抱えている方に無理やり話をさせるようなことを絶対やらないために、倫理基準を作っているということであった。倫理基準を全て見ていないわけではないが、おそらく一般化できるようなものがあるのだと思う。話を聞く相手によってパターンを考えていくことになると思うが、それを国立公文書館がどこまで踏み込んでやるのか、別に検討が必要だと思う。

(黒沢座長)

・オーラルヒストリーの1つの問題は、インタビュアーが聞きたいことを誘導するような質問をすると、客観性、公平が担保されない点である。一般的な評価基準を作るとなると、我々研究者が今まで当たり前に行ってきたことも含まれるだろう。どこまで細かく作っていくか、という議論はあると思う。

(児玉委員)

・アーカイブズ化以降のプロセスについて、最終的に何をアウトプットとするのかを最初に決めておく必要があるのではないか。例えば、録音源・動画像を対象とするのであれば、一般提供用には圧縮した形式で良いかもしれないが、映画やテレビ番組等に使いたいということであればある程度高画質なものが求められる。最初に圧縮したものしか持っていないと高画質のものには変えられない。また、公開用は編集したものを想定するのか、未編集のものを想定するのか検討する必要がある。さらには、保存媒体は、最終的な保存段階にいたってからではなく、もっと前倒しで考えるべきである。特にメタデータはオーラルヒストリーの現場でしか取得できない情報もあるかもしれないため、アーカイブズ化のプロセス以前に検討しておく必要がある。メタデータも、記述用、保管用・技術用・管理用等、様々な種類があると思う。

(河野委員)

・出版社の立場から、企画の立ち上げからアウトプットして商品として読者に届ける、そして、そのためにPRをどうするかという自分の仕事と、積極収集とでどう焦点を合わせつないでいくか、イメージ調整をしていた。今日様々なお話を聞きながらトータルの打ち出し方として、検討すべきことのイメージがわいてきたので、次回の議論で整理して臨みたいと思う。

以上